平成２７年（フ）第２５号
北海道旭川市高砂台１丁目２番23号　フォレストハイム１－Ｃ
債務者　山内　勝法
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３号
北海道旭川市神楽２条９丁目２番20号
債務者　河村　良則
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０７３号
東京都町田市森野３丁目８番35号ベルハイツ１Ｆ
債務者　安田　　豊
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
静岡県磐田市川袋1000番地３、前住所静岡県浜松市中区住吉１丁目３番１－304号　市営住宅
債務者　栗田　茂也
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
東京都青梅市東青梅６丁目６番地の７スカイコート青梅２－202
債務者　澤本　智之
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８２号
東京都羽村市小作台１丁目６番地９パールマンション304
債務者　鈴木　房子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７５号
神奈川県綾瀬市寺尾台３－１－16－502　照井進吾方、住民票上の住所千葉県柏市大津ケ丘３丁目53番　５棟201号
債務者　中野千絵子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８７号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮
債務者　木村　等志
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８８号
大阪府吹田市天道町６番11号、前住所大阪府吹田市五月が丘北１番17－301号
債務者　仲野　富雄（旧姓迫田）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２２１０号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目50番11号
破産者　株式会社グレース
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１３８１６号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目50番11号
破産者　藤栄建設株式会社
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５号
名古屋市天白区原１丁目1702番地
破産者　株式会社ユウキフーズ
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５３号
札幌市中央区南12条西７丁目１番１号
破産者　緑特殊カーボン印刷株式会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７７号
埼玉県所沢市上新井３丁目28番地の７
破産者　田中　宏樹
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１６号
静岡県沼津市下香貫牛臥3016番地の２
破産者　市川電機工業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
三重県松阪市猟師町３番地１
破産者　濱田　有一
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第７４号
愛媛県伊予市下吾川1031－１
破産者　エイ・エヌ・エヌ保険サービス有限会社
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部